

県立広島大学大学院学則（案）

平成19年4月1日
法人規程第3号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織（第2条—第3条の2）
- 第3章 職員組織（第4条—第4条の3）
- 第4章 学年，学期及び休日（第5条）
- 第5章 標準修業年限及び在学年限（第6条）
- 第6章 教育課程，履修方法等（第7条—第17条）
- 第7章 入学（第18条—第23条）
- 第8章 休学，転専攻，留学，転学，退学及び除籍（第24条—第29条）
- 第9章 修了要件，学位及び資格（第30条—第32条）
- 第10章 賞罰（第33条） 第
- 11章 授業料等（第34条）
- 第12章 科目等履修生（第35条）
- 第13章 雑則（第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 県立広島大学大学院（以下「本学大学院」という。）は，地域に根ざし，世界的な視野から優れた研究者や高度専門職業人の養成を図るとともに，社会人に対してより高度な教育機会を提供し，さらには，社会や時代の要請に対応しつつ，地域に根ざした高度な研究を行い，その成果を還元していくことで産業や地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

（研究科及び課程）

第2条 本学大学院に，総合学術研究科及び経営管理研究科（以下「研究科」という。）を置く。

- 2 研究科のうち，総合学術研究科に修士課程及び博士課程，経営管理研究科に専門職学位課程を置く。
- 3 博士課程は，前期課程（以下「博士課程前期」という。）及び後期課程（以下「博

士課程後期」という。)に区分し、博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

- 4 この規程においては、前項の博士課程前期を修士課程という。
- 5 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 6 博士課程後期は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 7 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した専門的能力を培うことを目的とする。

(専攻及び定員)

第3条 前条の研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程又は 専門職学位課程		博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合学術研究科	人間文化学専攻	10人	20人	—	—
	情報マネジメント専攻	10人	20人	—	—
	生命システム科学専攻	30人	60人	5人	15人
	保健福祉学専攻	20人	40人	<u>5人</u>	<u>15人</u>
経営管理研究科	ビジネス・リーダーシップ専攻	25人	50人	—	—

(人材養成目的)

第3条の2 前条に定める各専攻における人材の養成に関する目的は、次のとおりとする。

専攻	人材の養成に関する目的
人間文化学専攻	多様な国際社会と文化に関する高度な知識を有し、国際交流の発展に寄与するとともに、地域の人々が、生活を楽しみ健やかに生きる力を持つことに貢献できる人材を養成すること。
情報マネジメント専攻	経営学をシステム科学分野、社会科学分野及び企業マネジメント分野に応用し融合を図ることにより、各分野のさらに高度な専門知識を教育・研究し、情報化と企業マネジメントの高度化及び各分野における研究開発に対し、指導的役割を果たす人を養成すること。
生命システム科学専攻	きめ細かく柔軟な教育研究指導によって、新規産業創生と地域活性化に貢献する最先端の研究開発技術を修得し、生命科学や環境科学分野での複合領域化・学際化に対応できる体系的な研究開発能力を備えた高度専門職業人や先端研究開発者を養成すること。
保健福祉学専攻	<u>地域において保健・医療・福祉分野の発展に貢献できる高度専門職業人の指導者層とその専門性を活かした教育者、研究者を育成する。保健福祉のより高度な知識と技能を一体的に修得し、他の専門職や地域機関と連携する能力を備えることで、保健・医療・福祉に関わる指導的役割を果たすことができる人材を養成する。</u>
ビジネス・リーダーシップ専攻	マネジメントの理論と実務の架橋を図り、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を持った高度専門職業人としてのビジネスリーダーを養成すること。

第3章 職員組織等

(職員組織)

第4条 研究科に教授，准教授，講師，助教その他必要な教員を置く。

2 前項の教員は，県立広島大学の学部の教授，准教授及び講師の中から充てることができる。

3 必要がある場合は，非常勤講師を加えることができる。

(名誉教授)

第4条の2 本学大学院に多年勤務した者で，教育上又は学術上特に功績があったものに対し，名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は，別に定める。

(客員教授等)

第4条の3 本学大学院に客員教授，客員准教授及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教授，客員准教授及び客員研究員に関し必要な事項は，別に定める。

第4章 学年，学期及び休業日

(学年，学期及び休業日)

第5条 県立広島大学学則（平成19年法人規程第2号。以下「大学学則」という。）第7条から第9条までの規定は，本学大学院の学年，学期及び休業日について準用する。ただし，大学学則第9条第1項第1号の休業日は，人間文化学専攻，情報マネジメント専攻，保健福祉学専攻及びビジネス・リーダーシップ専攻においては，日曜日とする。

第5章 標準就業年限及び在学年限

(標準修業年限及び在学年限)

第6条 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。

2 博士課程後期の標準修業年限は，3年とする。

3 在学年限は，標準修業年限の2倍を超えることができない。ただし，再入学により入学した者又は転専攻した学生は，それぞれ第23条，第25条第2項に規定する在学すべき年限の2倍を超えて在学することができない。

第6章 教育課程，履修方法等

(教育課程)

第7条 本学大学院における教育は，総合学術研究科においては授業科目の授業（以下「授業」という。）及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により，経営管理研究科においては授業により行うものとする。

(単位の計算方法)

第8条 大学学則第13条の規定は，本学大学院の授業科目の単位の計算方法に準用する。

(授業の方法)

第9条 大学学則第14条の規定は、本学大学院の授業の方法に準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第9条の2 学長は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第10条 大学学則第16条の規定は、本学大学院の単位の授与に準用する。

(教育方法の特例)

第11条 本学大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業、研究指導その他の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の専攻又は学部の授業科目の履修)

第12条 学生は、他の専攻又は学部の授業科目を履修することができる。

(他大学の大学院の授業科目の履修等)

第13条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学の大学院との協定に基づき、学生が当該他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修士課程及び博士課程においては10単位、専門職学位課程においては第30条に基づいて別に定める修了要件単位数の2分の1を超えない範囲内で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学長は、教育上有益と認めたときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生が修得する単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条の規定により本学大学院において修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて、修士課程及び博士課程においては10単位、専門職学位課程においては第30条に基づいて別に定める修了要件単位数の2分の1を超えないものとする。

(他大学の大学院等における研究指導)

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学の大学院、研究所その他別に定める機関(以下「他大学の大学院等」という。)と本学大学院との協議に基づき、学生に他大学の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。この場合において、修士課程及び博士課程前期の学生に当該研究指導を受けさせるときは、その期間は1年を超えてはならない。

2 前項の規定により受けた研究指導については、本学大学院で受けた研究指導とみなす。

第16条 前4条に定めるもののほか、他の専攻又は学部の授業科目の履修、他の大学等における授業科目の履修等、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、学長が定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条の2 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第6条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修士課程又は専門職学位課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の議を経てその計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

(履修方法等)

第17条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、名称、配当年次、単位数及び履修方法等に関し必要な事項は、学長が定める。

第7章 入学

(入学の時期)

第18条 大学学則第23条の規定は、本学大学院の入学の時期について準用する。

(入学資格)

第19条 修士課程又は専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「学校教育法施行規則」という。）第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると学長が認めたもの
- (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達したもの

2 博士課程後期に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 学校教育法施行規則第 156 条の 2 第 4 号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (6) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24 歳に達したもの

(入学の志願)

第 20 条 大学学則第 25 条の規定は、本学大学院の入学の志願に準用する。

(入学者の選考)

第 21 条 大学学則第 26 条の規定は、本学大学院の入学者の選考に準用する。この場合において、同条中「学部の教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(入学手続及び入学許可)

第 22 条 大学学則第 27 条の規定は、本学大学院の入学手続及び入学許可に準用する。

(再入学)

第 23 条 大学学則第 29 条及び第 30 条の規定は、本学大学院の再入学について準用する。この場合において、大学学則第 29 条第 1 項中「同一の学科」とあるのは「同一の専攻」と、同条第 2 項中「学部の教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第 8 章 休学、転専攻、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 24 条 大学学則第 31 条の規定は、本学大学院の休学について準用する。この場合において、同条第 2 項中「学部の教授会」とあるのは「研究科委員会」と、同条第 4 項中「4 年」とあるのは「修士課程及び専門職学位課程にあつては 2 年、博士課程後期にあつては 3 年」と、同条第 5 項中「第 11 条」とあるのは「第 6 条第 4 項」と、「第 37 条第 1 項」とあるのは「第 30 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(転専攻)

第 25 条 学長は、同一研究科の他の専攻に転専攻を志願する学生があるときは、教育上支障がない場合に限り、転専攻を許可することができる。

2 前項の転専攻を許可された者の在学すべき年限、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い等については、学長が定める。

3 前 2 項に規定するもののほか、本学大学院の転専攻に関し必要な事項は、学長が定める。

(留学)

第 26 条 大学学則第 33 条の規定は、本学大学院の留学について準用する。この場合において、同条第 2 項中「第 10 条に規定する修業年限」とあるのは「第 6 条第 1 項か

ら第 3 項までに規定する標準修業年限」と、「第 37 条第 1 項」とあるのは「第 30 条」と、同条第 3 項中「第 18 条」とあるのは「第 13 条」と読み替えるものとする。

(転学)

第 27 条 大学学則第 34 条の規定は、本学大学院の転学について準用する。この場合において、同条中「他の大学又は短期大学」とあるのは「他の大学院」と読み替えるものとする。

(退学)

第 28 条 大学学則第 35 条の規定は、本学大学院の退学について準用する。

(除籍)

第 29 条 大学学則第 36 条の規定は、本学大学院の除籍について準用する。この場合において、同条本文中「学部の教授会」とあるのは「研究科委員会」と、同条第 1 号中「第 11 条」とあるのは「第 6 条」と、同条第 3 号中「第 31 条第 3 項」とあるのは「第 24 条」と読み替えるものとする。

第 9 章 修了要件，学位及び資格

(修了要件)

第 30 条 修士課程及び専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に 2 年以上又は再入学により入学した者若しくは転専攻した学生は、それぞれ第 23 条，第 25 条第 2 項に規定する在学すべき年限以上在学し，別に定めるところにより，必要な単位数を修得することとし，かつ，修士課程においては必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，研究科委員会が優れた研究業績を上げた者と認める者については，当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程後期の修了の要件は，当該課程に 3 年以上又は再入学により入学した者若しくは転専攻した学生は，それぞれ第 23 条，第 25 条第 2 項に規定する在学すべき年限以上在学し，別に定めるところにより必要な単位数を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，研究科委員会が優れた研究業績を上げた者と認める者については，当該課程に 2 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第 31 条 学長は，修士課程を修了した者に修士の学位を，専門職学位課程を修了した者に修士（専門職）の学位を，博士課程を修了した者に博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか，学長は，本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に，博士の学位を授与することができる。

3 学位の授与に関し必要な事項は，学長が定める。

(教育職員免許)

第 32 条 本学大学院の研究科において，取得できる教育職員免許状の種類は，次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	教育職員の免許状の種類（免許教科）
総合学術研究科	人間文化学専攻	修士課程	中学校教諭専修免許状（国語） 中学校教諭専修免許状（社会） 中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史） 高等学校教諭専修免許状（公民） 高等学校教諭専修免許状（英語）
	情報マネジメント専攻	修士課程	高等学校教諭専修免許状（情報） 高等学校教諭専修免許状（商業）
	生命システム科学専攻	博士課程前期	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）

2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、別に定めるところにより、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

3 前項の資格の取得に必要な授業科目は、学長が定める。

第10章 賞罰

（表彰及び懲戒）

第33条 大学学則第41条及び第42条の規定は、本学大学院の学生の表彰及び懲戒について準用する。この場合において、大学学則第41条第1項及び第42条第1項中「学部の教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第11章 授業料等

（授業料等）

第34条 大学学則第43条の規定は、本学大学院の授業料等について準用する。

第12章 科目等履修生等

（科目等履修生，特別聴講学生，聴講生，研究生，研修員及び外国人留学生）

第35条 大学学則第44条から第49条までの規定は、本学大学院の科目等履修生，特別聴講学生，聴講生，研究生，研修員及び外国人留学生について準用する。この場合において、大学学則第45条第1項中「他の大学又は短期大学」とあるのは「他大学の大学院」と読み替えるものとする。

第13章 雑則

（実施規定）

第36条 この規程に定めるもののほか、本学大学院の運営に関し必要な事項は、別に

定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に準備行為として行った平成 19 年度の入学者に係る選考，入学手続等については，この規程の相当規定に基づいて行った選考，入学手続等とみなす。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず，平成 28 年度の収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程又は 博士課程前期	博士課程後期
		収容定員	収容定員
総合学術 研究科	人間文化学専攻	20人	—
	情報マネジメント専攻	30人	—
	生命システム科学専攻	60人	15人
	保健福祉学専攻	40人	—

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

県立広島大学学則

平成19年4月1日

法人規程第2号

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 組織（第2条・第3条）
 - 第3章 職員組織（第4条）
 - 第4章 名誉教授及び客員教授等（第5条・第6条）
 - 第5章 学年，学期及び休業日（第7条－第9条）
 - 第6章 修業年限及び在学年限（第10条・第11条）
 - 第7章 教育課程，履修方法等（第12条－第22条）
 - 第8章 入学（第23条－第30条）
 - 第9章 休学，転学部，転学科，転コース，留学，転学，退学及び除籍（第31条－第36条）
 - 第10章 卒業，学位及び資格（第37条－第40条）
 - 第11章 賞罰（第41条・第42条）
 - 第12章 授業料等（第43条）
 - 第13章 科目等履修生，特別聴講学生，聴講生，研究生，研修員及び外国人留学生（第44条－第50条）
 - 第14章 助産学専攻科（第51条－第58条）
 - 第15章 公開講座及び施設の開放（第59条・第60条）
 - 第16章 厚生施設（第61条）
 - 第17章 雑則（第62条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 県立広島大学（以下「本学」という。）は、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力ある人材を育成するとともに、地域に根ざした高度な研究を行い、その持てる資源を地域に積極的に提供することなどを通じて、地域に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

（学部等）

第2条 本学に、地域創生学部，生物資源科学部及び保健福祉学部を置く。

2 前項の各学部に置く学科及びコース並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	コース	入学定員	収容定員
地域創生学部	地域創生学科	地域文化コース	75人	300人
		地域産業コース	90人	360人
		健康科学コース	35人	140人

生物資源科学部	地域資源開発学科		40人	160人
	生命環境学科	生命科学コース	100人	400人
		環境科学コース		
保健福祉学部	保健福祉学科	看護学コース	60人	240人
		理学療法学コース	30人	120人
		作業療法学コース	30人	120人
		コミュニケーション 障害学コース	30人	120人
		人間福祉学コース	40人	160人

(地域創生学部地域創生学科における人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条の2 地域創生学部地域創生学科は、自らが働き、暮らし、活動する身近な地域の問題、あるいは日本や世界の各地で起こっている出来事に対する思いや疑問をもとに、地域社会の実態や課題の本質を浮き彫りにし、地域文化・地域産業・健康科学のために必要な専門知識・技能（専門性）と、さまざまな個人や組織の連携・協力（協働性）をもって、それらを解決するための道筋を見出し、解決に向けて共に行動することによって、地域社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成することにより、社会の要請に応え、地域貢献に寄与することを教育・研究上の目的とし、各コースについては、次のとおりとする。

コース名	人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的
地域文化コース	自国の文化についての知識と敬愛の心を持ち、他国の文化や異文化間のコミュニケーションに対する理解を深め、人々の幸福と地域社会の持続的な発展、世界の平和のために行動する人材を育成する。
地域産業コース	企業や行政、NPOなど多様な組織活動の担い手となることができる人材、あるいは情報システムの企画・設計開発・運用管理の能力を身に付け、企業や社会の情報化に寄与できる情報化推進者及び産業界において情報システムの開発を担う情報処理技術者となる人材を育成する。
健康科学コース	グローバルな視点・立場で真に豊かで健康な人間生活の実現を目指し、長寿社会における生活の質の向上や、生涯にわたる健康の維持・増進と心身の調和的発達に、他者と協働して、主体的かつ積極的に取り組む人材を育成する。

(生物資源科学部における人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条の3 生物資源科学部は、地域社会から地球規模に至る幅広い課題に関心を持ち、知識と技能を活用し、周囲との協働によって新しい価値を創造できる能力を修得し、科学の実践的・先端的知識と技能を活用し、豊かで持続可能な社会の創出に貢献できる人材を育成することにより、社会の要請に応え、地域貢献に寄与することを教育・研究上の目的とし、各学科については、次のとおりとする。

学科名	人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的
地域資源開発学科	「農」や「食」の分野で実践的な技術や知識、経営の専門知識を有し、科学的根拠に基づき思考・探究・判断することで、地域を活性化し

	地域社会を牽引できる能力を修得し、未来の農業（スマート農業）や持続可能な農と食のマネジメントを探究するとともに、地域産業の再生と新規産業の創出に貢献できる人材を育成する。
生命環境学科	「人々の生存」に関わる分野の基礎学力及び高度で幅広い専門知識や先端技術を身に付けているとともに、専門知識や技術を社会での課題解決に適用できる能力を修得し、地域の活性化に役立つ科学、生命の可能性や良好な生存環境、持続可能な発展のための科学を探究できる人材を育成する。

（保健福祉学部保健福祉学科における人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的）

第2条の4 保健福祉学部保健福祉学科は、医療ニーズの多様化や急激な少子高齢化を背景としてチーム医療福祉の推進が一層求められている時代において、地域が抱える保健・医療・福祉分野の諸課題に関心を持ち、主体的にその解決のための行動を起こすことによって持続可能な地域の発展に貢献できる人材を育成することを教育・研究上の目的とし、各コースについては、次のとおりとする。

学科名	人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的
看護学コース	看護師・保健師・養護教諭として、看護を必要とする対象者に対する行動力・実践力、看護に関する諸課題に気づき、解決するために必要な深い専門的知識・技能、看護領域に必要な高い倫理観と豊かな人間性、看護を必要とする対象者とそれを取り巻く人々に対する高いコミュニケーション能力と協調性、日々課題意識を持ち、成長発達するために常に自己研鑽する姿勢を有し、リーダーとして活躍できる人材を育成する。
理学療法学コース	理学療法士として、理学療法を必要とする対象者に対する行動力・実践力、対象者が持つ理学療法に関する諸課題に気づき、解決するために必要な理学療法領域の深い専門的知識・技能、同領域に必要な高い倫理観と豊かな人間性、理学療法を必要とする対象者とそれを取り巻く人々に対する高いコミュニケーション能力と協調性、日々課題意識を持ち、成長発達するために常に自己研鑽する姿勢を有し、リーダーとして活躍できる人材を育成する。
作業療法学コース	作業療法士として、作業療法を必要とする状況や場面における行動力・実践力を有し、こうした状況や場面における諸課題に気づき、解決するために必要な深い専門的知識・技能、作業療法領域に必要な高い倫理観と豊かな人間性、作業療法を必要とする対象者とそれを取り巻く人々に対する高いコミュニケーション能力と協調性、日々課題意識を持ち、成長発達するために常に自己研鑽する姿勢を有し、リーダーとして活躍できる人材を育成する。
コミュニケーション障害学コース	言語聴覚士として、言語聴覚療法を必要とする（コミュニケーション障害を持つ）対象者に対する行動力・実践力、コミュニケーション障害に関する諸課題に気づき、解決するために必要な深い専門的知識・技

	能，コミュニケーション障害領域に必要な高い倫理観と豊かな人間性，言語聴覚療法を必要とする（コミュニケーション障害を持つ）対象者とそれを取り巻く人々に対する高いコミュニケーション能力と協調性，日々課題意識を持ち，成長発達するために常に自己研鑽する姿勢を有し，リーダーとして活躍できる人材を育成する。
人間福祉学コース	社会福祉士・精神保健福祉士として，ソーシャルワークを必要とする対象者に対する行動力・実践力，社会福祉・精神保健福祉に関する諸課題に気づき，解決するために必要な深い専門的知識・技能，社会福祉・精神保健福祉領域に必要な高い倫理観と豊かな人間性，ソーシャルワークを必要とする対象者とそれを取り巻く人々に対する高いコミュニケーション能力と協調性，日々課題意識を持ち，成長発達するために常に自己研鑽する姿勢を有し，リーダーとして活躍できる人材を育成する。

(大学院)

第3条 本学に，大学院を置く。

2 大学院の学則は，別に定める。

第3章 職員組織

(職員組織)

第4条 本学に，学長，副学長，教授，准教授，講師，助教，助手，特命教授，特命准教授，特命講師，特命助教，事務職員，技術職員その他必要な職員を置く。

第4章 名誉教授及び客員教授等

(名誉教授)

第5条 本学に多年勤務した者で，教育上又は学術上特に功績があったものに対し，名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は，別に定める。

(客員教授等)

第6条 本学に客員教授，客員准教授及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教授，客員准教授及び客員研究員に関し必要な事項は，別に定める。

第5章 学年，学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月23日まで

(2) 後期 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は，次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (3) 開学記念日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

- 2 前項第4号から第6号までの休業日は、毎年度の初めに学長が定める。
- 3 学長は、第1項の休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長は、特に必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更することができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 学部の修業年限は、4年とする。

- 2 第44条に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他学長が必要と認める事項を勘案して本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、2年を超えないものとする。

(在学年限)

第11条 学部の在学年限は、8年を超えることができない。ただし、編入学、転入学又は再入学により入学した者及び転学部、転学科又は転コースした学生は、それぞれ第30条及び第32条第2項に規定する在学すべき年限の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

第7章 教育課程、履修方法等

(授業科目)

第12条 授業科目は、全学共通教育科目のほか、学部、学科及びコースごとに学長が定める区分をもって構成する。

- 2 全学共通教育科目は、全学が協力して開設する。

(単位の計算方法)

第13条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文又は卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第14条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかの方法により、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部省告示第51号）に定めるところにより、多様なメデ

ィアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条 学長は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第16条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験の方法及び学修の評価の基準は、学長が定める。

(他学部、他学科又は他コースの授業科目の履修)

第17条 学生は、他学部、他学科又は他コースの授業科目を履修することができる。

(大学院授業科目の履修)

第17条の2 学生が、本学大学院に進学を志望し、学長が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協定に基づき、学生が当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲内で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成3年文部省告示第68号）に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長が定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、学長が定めるところにより単位を与えることができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長が定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第28条第1項及び第29条の規定により入学を許可された者の場合を除き、第18条又は前条第1項の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第21条 前4条に定めるもののほか、他学部、他学科又は他コースの授業科目の履修並びに他の大学等における授業科目の履修等大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位の

認定に関し必要な事項は、学長が定める。

(履修方法等)

第22条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、名称、配当年次、単位数、履修方法等に関し必要な事項は、学長が定める。

第8章 入学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合においては、入学の時期を後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第24条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、18歳に達した者

(入学の志願)

第25条 本学に入学を志願する者は、志願書及び学長が定める書類を提出するとともに、入学者選抜料を納付しなければならない。

2 前項の規定による志願の時期及び方法については、学長が定める。

(入学者の選考)

第26条 前条第1項の規定により志願した者に対しては、学部の教授会の議を経て、学長が定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第27条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに入学願及び学長が定める書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(編入学及び転入学)

第28条 学長は、本学に編入学及び転入学（以下「編入学等」という。）を志願する学生があるときは、教育上支障がない場合に限り、選考の上、学部の教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 第23条及び第25条から第27条までの規定は、編入学等について準用する。

(再入学)

第29条 学長は、本学を退学した者で、退学前と同一の学科又はコースへの再入学を志願する者があるときは、教育上支障がない場合に限り、選考の上、学部の教授会の議を経て、相当年次への再入学を許可することができる。

(編入学等の取扱い)

第30条 第28条第1項及び第29条の規定により入学を許可された者の在学すべき年限、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い等については、学部の教授会の議を経て、学長が定める。

第9章 休学、転学部、転学科、転コース、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第31条 学生は、病気その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができない場合は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により修学することが適当でないと認められる学生に対して、学部の教授会の議を経て、休学を命じることができる。

3 前2項の規定による休学の期間（以下「休学期間」という。）は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、第11条に規定する在学年限及び第37条第1項に規定する在学すべき年限に算入しない。

6 学生は、休学期間中にその理由がなくなったとき又は休学期間が満了したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(転学部、転学科及び転コース)

第32条 学長は、他の学部又は同一学部の他の学科又はコースに転学部、転学科又は転コース（以下「転学部等」という。）を志願する学生があるときは、教育上支障がない場合に限り、転学部等を許可することができる。

2 前項の転学部等を許可された者の在学すべき年限、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い等については、学長が定める。

3 前2項に規定するもののほか、転学部等に関し必要な事項は、学長が定める。

(留学)

第33条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修することを志願しようとするときは、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第10条に規定する修業年限及び第37条第1項に規定する在学すべき年限に含めることができる。

3 第18条の規定は、第1項の規定により留学する場合に準用する。

(転学)

第34条 学生は、他の大学又は短期大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第35条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、学部の教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 第11条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者
- (3) 第31条第3項に規定する休学期間を超えてなお復学することができない者
- (4) 授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

第10章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第37条 学長は、本学に4年以上又は編入学等若しくは再入学により入学した者及び転学部等した学生は、それぞれ第30条及び第32条第2項に規定する在学すべき年限以上在学し、別に定めるところにより必要な単位数を修得した者について、学部の教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第38条 学長は、本学を卒業した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が定める。

(教育職員免許)

第39条 本学の学部学科及びコースにおいて、取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学部	学科	コース	教育職員の免許状の種類(免許教科)
地域創生学部	地域創生学科	地域文化コース	中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
		健康科学コース	栄養教諭一種免許状
生物資源科学部	地域資源開発学科		高等学校教諭一種免許状(農業)
	生命環境学科	生命科学コース	中学校教諭一種免許状(理科)
		環境科学コース	高等学校教諭一種免許状(理科)
保健福祉学部	保健福祉学科	看護学コース	養護教諭一種免許状

2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、別に定めるところにより、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

3 前項の資格の取得に必要な授業科目は、学長が定める。

（資格）

第40条 学芸員資格を取得しようとする者は、地域創生学部地域創生学科地域文化コースにおいて、学長が別に定める単位を取得しなければならない。

2 管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、地域創生学部地域創生学科健康科学コースにおいて、学長が別に定める単位を取得しなければならない。

3 食品衛生管理者資格及び食品衛生監視員資格を取得しようとする者は、地域創生学部地域創生学科健康科学コース又は生物資源科学部において、学長が別に定める単位を取得しなければならない。

4 保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健福祉学部保健福祉学科看護学コースにおいて、学長が別に定める単位を取得しなければならない。

5 精神保健福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健福祉学部保健福祉学科人間福祉学コースにおいて、学長が別に定める単位を取得しなければならない。

6 前各項の資格の取得に必要な授業科目は、学長が定める。

第11章 賞罰

（表彰）

第41条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、学部の教授会の議を経て、表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、学長が定める。

（懲戒）

第42条 学長は、学生が学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、当該学生に対し、学部の教授会の議を経て、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。

2 前項の規定による退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて常に欠席している者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 前2項に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が定める。

第12章 授業料等

（授業料等）

第43条 本学における授業料、入学者選抜料、入学料及びその他の費用の額並びにこれらの徴収に関する事項については、別に定める。

第13章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生、研修員及び外国人留学生

（科目等履修生）

第44条 学長は、本学の学生以外の者で本学において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第45条 学長は、本学の学生以外の者で本学において特定の授業科目の履修を志願する他の大学等の学生があるときは、当該他の大学等との協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、単位を与えることができる。

(聴講生)

第46条 学長は、本学の学生以外の者で本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、聴講生として入学を許可することができる。

(研究生)

第47条 学長は、本学の学生以外の者で本学において特定の専門事項に関し研究することを志願する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

(研修員)

第48条 学長は、学校、医療機関その他学長が別に定める機関から派遣され、本学において特定の専門事項の研究を志願する者があるときは、研修員として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第49条 学長は、外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、第26条に規定する選考によらないで本学に入学しようとする者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、外国人留学生については、本学の学生に関する規定を準用する。

第50条 第44条から前条までに定めるもののほか、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生、研修員及び外国人留学生に関し必要な事項は、学長が定める。

第14章 助産学専攻科

(目的及び構成)

第51条 本学に、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。

2 専攻科は、女性のライフステージにおける助産に必要な高度な専門知識と実践力を有し、地域社会の母子保健の発展に貢献できる豊かな人間性を有する助産師の育成を目的とする。

3 専攻科の入学定員は、次のとおりとする。

専攻科	入学定員
助産学専攻科	10人

(修業年限及び在学年限)

第52条 専攻科の修業年限は、1年とする。

2 専攻科の学生は、2年を超えて在学することができない。

(入学資格)

第53条 専攻科に入学することができる者は、看護師資格を有する者又は看護師国家試験受験資格のある者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の学校の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業期限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
（編入学，転入学及び再入学）

第54条 専攻科への編入学，転入学及び再入学は，これを認めない。

（教育課程，履修方法等）

第55条 専攻科の授業科目の種類，名称，配当年次，単位数，履修方法等に関し必要な事項は，学長が別に定める。

2 前項に定めるもののほか，履修方法等については，第13条第1項及び第16条を準用する。

（修了）

第56条 本学の専攻科に1年以上在学し，別に定めるところにより33単位以上を修得した学生については，専攻科の教授会の議を経て，学長が修了を認定する。

（修了の認定等）

第57条 学長は，前条の規定により，修了を認定された者に，修了証書を授与する。

（規定の準用）

第58条 専攻科については，この章に定めるもののほか，第7条から第9条まで，第23条，第25条から第27条まで，第31条，第34条から第36条まで，第41条から第44条まで及び第50条の規定を準用する。ただし，第31条第3項ただし書き及び同条第4項並びに第36条第3号の規定は，準用しない。この場合において，第31条第5項及び第36条第1号中「第11条」とあるのは「第52条第2項」と，「第37条第1項」とあるのは「第56条」と，第50条中「第44条から前条までに」とあるのは「第44条に」と，「科目等履修生，特別聴講学生，聴講生，研究生，研修生及び外国人留学生」とあるのは「科目等履修生」と，第26条，第31条第2項，第36条，第41条第1項及び第42条第1項中「学部の教授会」とあるのは「専攻科の教授会」と読み替えるものとする。

第15章 公開講座及び施設の開放

（公開講座）

第59条 県民の教養を高め，文化の向上に資するため，本学に公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は，学長が定める。

（施設の開放）

第60条 学長は，教育上支障のない場合は，大学の施設を開放し，学外者の利用に供することができる。

2 施設の開放に関し必要な事項は、学長が定める。

第16章 厚生施設

(厚生施設)

第61条 本学に、保健室、学生相談室、学生寮その他の必要な厚生施設を置く。

2 厚生施設の運営に関する事項は、学長が定める。

第17章 雑則

(実施規定)

第62条 この規程に定めるもののほか、本学の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に準備行為として行った平成19年度の入学者に係る選考、入学手続等については、この規程の相当規定に基づいて行った選考、入学手続等とみなす。

3 第2条第2項の規定にかかわらず、平成19年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成19年度
人間文化学部	国際文化学科	255人
	健康科学科	105人
経営情報学部	経営学科	180人
	経営情報学科	120人
生命環境学部	生命科学科	330人
	環境科学科	165人
保健福祉学部	看護学科	185人
	理学療法学科	90人
	作業療法学科	90人
	コミュニケーション障害学科	90人
	人間福祉学科	120人

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に在学している者に係る改正前の学則第40条第3項に定める助産師国家試験受験資格の取得については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に在学している者に係る教育職員免許状の取得については、改正後の県立

広島大学学則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学している者に係る保健師国家試験受験資格の取得については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学している者に係る食品衛生管理者資格及び食品衛生監視員資格の取得については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず，平成28年度の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科	平成28年度
人間文化学部	国際文化学科	340人
	健康科学科	140人
経営情報学部	経営学科	240人
	経営情報学科	160人
生命環境学部	生命科学科	440人
	環境科学科	220人
保健福祉学部	看護学科	245人
	理学療法学科	120人
	作業療法学科	120人
	コミュニケーション障害学科	120人
	人間福祉学科	160人

附 則

- 1 この規程は，平成28年6月2日から施行する。
- 2 第51条第3項の規定にかかわらず，平成28年度の入学定員は15人とする。

附 則

この規程は，平成29年5月17日から施行する。

附 則（平成30年法人規程25号）

この規程は，平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和元年法人規程第48号）

（施行期日）

- 1 この規程は，令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第2条（学部等）から第2条の4（保健福祉学部における人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的）まで，第11条（在学年限），第12条（授業科目），第17条（他学部，他学科又は他コースの授業科目の履修），第21条，第29条（再入学），第32条（転学部，転学科

及び転コース), 第39条(教育職員免許)及び第40条(資格)の規定は, 令和2年度以降の入学者について適用し, 平成31年度以前の入学者については, なお従前の例による。

3 令和2年3月31日現在において在学し, 同年4月1日以降引き続き在学する者の学部名及び学科名については, 改正後の規定にかかわらず, なお従前の例による。

4 令和2年3月31日現在において在学し, 同年4月1日以降引き続き在学する者の教員免許状取得資格の種類及び教科については, 改正後の規定にかかわらず, なお従前の例による。

附 則(令和3年法人規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は, 令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の4(保健福祉学部における人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的)の規定は, 令和3年度以降の保健福祉学部入学者について適用し, 令和2年度以前の入学者については, なお従前の例による。

3 令和3年3月31日現在において保健福祉学部に在学し, 同年4月1日以降同学部に引き続きに在学する者の学科名については, 改正後の規定にかかわらず, なお従前の例による。

4 令和3年3月31日現在において保健福祉学部に在学し, 同年4月1日以降同学部に引き続き在学する者の教員免許状取得資格の種類については, 改正後の規定にかかわらず, なお従前の例による。

県立広島大学総合学術研究科委員会規程

平成19年4月1日

法人規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学組織規程（平成19年法人規程第12号）第4条第2項の規定に基づき県立広島大学（以下「本学」という。）の総合学術研究科（以下「研究科」という。）に置く総合学術研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 研究科委員会は、大学院の研究指導を担当する県立広島大学の教授をもって構成する。

(研究科委員会の招集及び議長)

第3条 研究科委員会は、総合学術研究科長（以下「研究科長」という。）が召集し、その議長となる。

2 議長は、会務を総理し、研究科委員会を代表する。

3 研究科長に事故があるとき、又は研究科長が欠けたときは、研究科長があらかじめ指名した専攻長がその職務を代行する。

(会議)

第4条 研究科委員会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月特定の日を定めて招集し、臨時会は、研究科長が必要と認めたとき又は研究科委員会の構成員（以下「構成員」という。）の3分の1以上から付議すべき事項を記載した書面を付して請求があったときに招集する。

3 研究科委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 研究科委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前2項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については、研究科委員会は、別段の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第5条 研究科委員会は、審議に必要があると認めた場合は、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(審議事項)

第6条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 研究科の教育課程の編成に関する事項

(2) 学生の入学又は課程の修了その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(3) 学生の厚生及び補導に関する事項

(4) その他学長が必要と認める事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長又は研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育及び研究について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。

(代議員会)

第7条 代議員会は、研究科委員会の定めるところにより、構成員の一部をもって構成する。

2 研究科委員会は、その定めるところにより、代議員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

(研究科委員会の公開)

第8条 研究科委員会は公開する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの会議については、その全部又は一部を非公開とする。

- (1) 広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)第10条に規定する不開示情報が含まれる事項を議事とする会議
- (2) 公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議

2 前項の規定による公開は、議事録の閲覧の方法により行うものとする。

(議事録)

第9条 研究科委員会の議事については、議事録を作成し、その経過及び結果を明らかにしておかなければならない。

2 議事録には、議長及び議長が指名する構成員2名が署名しなければならない。

(周知)

第10条 研究科委員会の議事については、研究科委員会終了の都度、本学の職員に周知するものとする。

(庶務)

第11条 研究科委員会の庶務は、本部教学課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

県立広島大学総合学術研究科委員会代議員会設置要領

平成19年4月1日

法人要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、県立広島大学総合学術研究科委員会規程（平成19年法人規程第14号）第7条及び第11条の規定に基づき、県立広島大学総合学術研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に置く代議員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 代議員会は、研究科委員会の権限に属する事項のうち、研究科委員会が定める事項を審議する。

(構成)

第3条 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総合学術研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 総合学術研究科の専攻に置かれる専攻長
- (3) 研究科委員会の議を経て定める者8人以上

(任期)

第4条 第3条第3号の構成員（以下「選出構成員」という。）の任期は、2年とする。

ただし、補欠による選出構成員の任期は、前任者の在任期間とする。

- 2 選出構成員は再任されることができる。ただし、この場合において、選出構成員は、引き続き4年を超えて在任することはできない。

(召集及び議長)

第5条 代議員会は、研究科長が招集し、議長となる。

- 2 議長は、会務を総理し、代議員会を代表する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 代議員会は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月特定の日を定めて招集し、臨時会は、議長が必要と認めたとき又は構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示して請求があったときに召集する。
- 3 代議員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 代議員会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 代議員会は、審議に必要があると認めた場合は、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(公開)

第8条 代議員会は公開とする。ただし、理事長が指定する会議については、その全部又は一部を非公開とする。

2 前項の規定による公開は、議事録の閲覧の方法により行うものとする。

(議事録)

第9条 代議員会の議事については、議事録を作成し、議事の経過及び結果を明らかにしておかなければならない。

2 議事録には、議長及び議長が指名する出席構成員2名が署名しなければならない。

(周知)

第10条 代議員会の議長は、議事の経過及び結果について、研究科委員会構成員に周知するものとする。

(庶務)

第11条 代議員会の庶務は、本部教学課において処理する。

(委任規定)

第12条 この要領に定めるもののほか、代議員会に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て議長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。